

別紙 2

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業変更 (廃止) 届添付書類チェックリスト

申請者名: _____

No.	項目	変更区分							備考	
		住所の変更	氏名又は名称の変更	役員等の変更	事務所等の所在地の変更	事業の用に供する施設等の変更	水銀含有産業廃棄物の取扱い	一部廃止		全部廃止
①	事業計画の概要を記載した書類			○ ※1		◎ ※2	◎			省令様式第6号の2第1～5面積替え又は保管がある場合には、指導指針様式第5号を添付 ※1 役員の変更の場合には、変更前後がわかる全ての役員の一覧表 ※2 車両の変更の場合には、変更前後がわかる全ての車両の一覧表
②	事業の用に供する施設					◎		○		積替え又は保管がある場合には、その場所に係る書類を添付
	平面図 (配置図)									
	公図の写し									
	場所の写真									
	他法令の許認可証等									
	保管量算出の根拠									積替え又は保管がある場合
	排出事業者の承諾									積替え又は保管がある場合
	最大積上高の根拠									積替え又は保管がある場合で、屋外で容器を用いないとき
車庫配置図						○				
付近の見取図	◎			◎	○					
車両写真						○				省令様式第6号の2第6面新たに加入する車両のみ
③	施設の所有権を有すること (所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること) を証する書類					○				自動車検査証等 (新たに加入する車両のみ) 使用者と申請者が異なる場合は使用承諾書等
⑧	(法人) 定款又は寄附行為		◎							
	(法人) 登記事項証明書	◎	◎	◎						履歴事項全部証明書

No.	項目	変更区分								備考	
		住所の変更	氏名又は名称の変更	役員等の変更	事務所等の所在地の変更	事業の用に供する施設等の変更	水銀含有産業廃棄物の取扱い	一部廃止	全部廃止		
⑨	(個人) 申請者の住民票の写し	◎	◎							住民票の写しは、本籍（外国人の場合は、国籍等）の記載のあるものに限る（マイナンバーの記載のないもの。）。 法定代理人（法人）の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書。出資者等（法人）の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書。	
⑩	法定代理人（個人）の住民票の写し及び医師の診断書等			○							
⑪	法定代理人（法人）の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び医師の診断書等			○							
⑫	(法人) 役員の住民票の写し及び医師の診断書等			○							
⑬	(法人) 出資者等（個人）の住民票の写し及び医師の診断書等			○							
	(法人) 出資者等（法人）の登記事項証明書			○							
⑭	使用人の住民票の写し及び医師の診断書等			○							
⑮	使用人の権限を証する書類			○							指導指針様式第2号
⑯	予定運搬先処分業者の許可証・指定証の写し						◎				水銀産業廃棄物の処分にかかるものに限る。
⑰	許可証の写し	◎	◎	○※3		○		◎	◎※4		※3 法人の代表者の変更の場合 ※4 全部廃止の場合は、許可証原本を添付

◎：必ず添付が必要な書類

○：該当すれば、添付が必要な書類

△：変更がない場合、添付を省略できる書類

<注1> 当該書類が何度も発行される性質のものでない場合を除いて、第三者が証明等を行った書類については、原本を添付すること。ただし、産業廃棄物収集運搬業の届出と産業廃棄物処分業の届出とを同時に行う場合の共通する添付書類については、一方の添付書類はその写しを添付すれば足りるものとする。

<注2> 産業廃棄物収集運搬業の届出と特別管理産業廃棄物収集運搬業の届出を同時に行う場合は、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合、省略する申請書には添付書類省略理由書（指導指針様式第4号）を添付すること。

<注3> 「医師の診断書等」は「精神の機能の障害等により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断書」又は「後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第4条第1項に規定する後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書」をいう。